

平成26年全国消費実態調査が実施されます

■**全国消費実態調査とは**
家計の構造を「所得」「消費」「資産」の3つの側面から総合的に把握することから目的として、家計の収入・支出及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を5年ごとに調査しています。

調査の結果は、全国や都道府県などの詳細な統計データとして国や地域社会に密着した消費者行政、福祉行政などに役立つ資料となります。

■**調査実施方法**

全国の世帯の中から一定の統計上の抽出方法に基づいて選ばれた約5万6千世帯について、9月から11月の3か月間実施されます。調査の対象となられた世帯には、県知事より任命を受けた統計調査員が4種類の調査票について調査のご協力をお願いいたします。皆様のご理解とご協力を願います。

■**問い合わせ先**

総合政策課 ☎(40)5550

食品等の放射性物質簡易検査について

市では、市民の皆様の健康及び消費生活の安全・安心の確保を図るため、独立行政法人国民生活センターから放射性物質検査機器（簡易型ガンマ線スペクトロメーター）1台の貸与を受け、食品等の放射性物質の簡易検査（無料）を実施しています。

■**検査内容**

放射性セシウム（Cs-134・Cs-137）

■**対象者**

市内に住所を有する成人の方（身分証（免許証等）をご持参ください。）

■**検査できる数**

1人1回あたり1検体

■**検査対象品**

販売用農産物を除く食品及び農産物（主に自家消費野菜等）

■**検査対象外品**

- ・水・落ち葉、堆肥、土壌、飼料、稲わら等の食品以外
- ・県外製造品及び原産地が県外のもの
- ・販売、製造元、原材料の産地、採取場所等が不明

なもの
・きのこ類（別途相談）

■**検査申込方法**

- ①検査は予約制のため、消費生活センターに来庁のうえ、受付してください。
- ②検査受付にあたり、事前説明を受け、ご理解のうえで、検査日の予約を決めさせていただきます。電話での予約はできません。ご了承ください。
- ③検査予約日に、「放射性物質簡易検査の同意及び検査依頼書」と「検体」を持参してください。

■**検査結果**

- ①検査終了後に検体を返却するとともに、検査依頼者に口頭でお知らせします。
- ②検査結果に基づく、証明書等の発行は行いません。
- ③検査結果の公表は行いませんが、関係機関に情報提供します。

■**予約受付時間**

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

■**受付・問い合わせ先**

下野市消費生活センター
（下野市役所生活安全課内）
☎(44)4883

平成26年経済センサス基礎調査・商業統計調査を実施しています

■**経済センサスとは**
日本全国にあるすべての事業所及び企業を対象として実施される調査であり、「経済の国勢調査」といわれます。

事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス基礎調査」と、事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス活動調査」の2つから成り立っています。

■**商業統計調査とは**

国内における商業活動の実態を明らかにするため、日本全国にあるすべての商業事業所（卸売業、小売業）を対象として実施する調査です。

調査の結果は、国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。

■**調査実施方法**

統計調査員が直接、企業及び事業所へ直接訪問し調

査票を配付します。調査票に回答を記入後、統計調査員へご提出ください。

※支社等を有する企業へは国、都道府県が民間事業者を通じて本社等に調査票が郵送されています。

皆様のご理解とご協力を願います。

■**問い合わせ先**

総合政策課 ☎(40)5550

平成25年中に家屋を新築等により取得された方へ

平成25年中に家屋を新築、増築及び改築により取得された方に対し、7月に不動産取得税が課税されます。納税通知書がお手元に送付された方は、納期限7月31日(木)までに、最寄りの金融機関または県税事務所窓口にて納税してください。

■**問い合わせ先**

栃木県税事務所
不動産取得税担当
☎0282(23)3413